

日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 日本茶・宇治茶において、その歴史、文化、自然等の構成資産のユネスコ世界遺産一覧表に掲載されうる顕著な普遍的価値について検討するため、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録に係る次の事項を検討する。

- (1) 構成資産の全体像を説明する上で基本となる主題
- (2) 顕著な普遍的価値の証明
- (3) 核心地域（コアゾーン）及びバッファゾーン（緩衝地域）の設定
- (4) 類似した世界文化遺産等との比較
- (5) 保存管理計画策定の方向性
- (6) その他日本茶・宇治茶の世界文化遺産登録について必要な事項

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、学識経験者及び行政関係者とする。

- 2 委員の任期は、3年間とする。
- 3 検討委員会に委員長を置くこととする。
- 4 委員長は、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、議事を運営する。
- 6 検討委員会には、副委員長を置くことができる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 農林水産部長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(調査研究部会)

第5条 検討委員会に調査研究部会（以下「部会」という）を設置する。

- 2 部会の構成員は別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月4日から施行する。